

令和5年度藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

会議の名称	令和5年度 第1回 藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会
開催日時	令和5年6月22日(木) 午後4時から午後5時まで
開催場所	藤井寺市役所 2階 厚生棟 研修室
出席者	<p>委員： 大阪府富田林子ども家庭センター：森 理子 羽曳野警察署：上出 哲也 大阪法務局富田林支局：山本 裕幸 藤井寺市校長会：奥 雅美 藤井寺市学校園PTA連絡協議会：原 明子 チーフスクールカウンセラー：伊藤 やよい チーフスクールソーシャルワーカー：黒田 尚美 藤井寺市民生活部協働人権課：小中 吉樹 藤井寺市いじめ防止対策指導員：奥野 孝二</p> <p>(順不同・敬称略)</p> <p>事務局： 教育長：濱崎 徹、教育部長：萬田 栄治、教育部理事：寺田 剛、 学校教育課長：岸 廣幸、学校教育課主幹：富田 智子</p>
欠席者	なし
会議の議題	<p>藤井寺市の取組について 藤井寺市立学校のいじめ事案の状況、及び防止のための取り組みについて 情報交換及び質疑応答</p>
会議の成立	委員9名中、過半数(9名)の出席があり、藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会条例第6条第3項の規定により成立
傍聴者	0名
会議録の作成方法	要点記録
記録内容の確認方法	会議の議長の確認を得ている
公開・非公開の別	公開

○事務局

皆さんこんにちは、定刻より少し早いですが、皆さんお集まりいただきましたので始めさせていただきます。

只今から「令和 5 年度 藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会」を開催いたします。私は藤井寺市教育委員会学校教育課主幹の富田でございます、よろしくお願いいたします。開会に先立ちまして委員の皆様方には、次の点についてご了解いただきますようお願いいたします。本協議会について原則公開となっており本日の傍聴者は 0 名です。次に本日の内容につきましては議事録を作成いたしますため、録音させていただきますのでご了承を願います。最後に、本日の連絡協議会の内容の中で個人のプライバシーに関する内容が含まれた場合は守秘義務も含め適切に対応していただきますようお願いいたします。以上のことについて委員の皆様方にはご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。それでは藤井寺市教育委員会 教育長濱崎よりご挨拶をさせていただきます。

○濱崎教育長

皆さん、こんにちは、教育長濱崎でございます。令和 5 年度もスタートをいたしましてもう 3 ヶ月とあっという間に過ぎました。新型コロナウイルスが 2 類から 5 類へ移行したということで実質上ほぼ制限のない教育活動になり、学校関係者、特に学校の先生方は子どもの笑顔が見たいということでマスクが取れたらいいと思っておりますが、場所によってはまだまだ習慣が身についてマスクが取れないような状況のようです。また、この 3 年コロナの影響もあったのでしょうか、どの数字もどんどん悪くなっています。子どもの自殺とか虐待、不登校、いじめ等、年々増加傾向になっており、なんとかならないのかな、と思っております。

また、今年は子どもの政策を進めるとか、子どもに関する法律という大きなもの、「子ども家庭庁」と、「子ども基本法」が制定されました。特に「子ども家庭庁」は子どもを産みやすく育てやすい環境の整備をこれから加速していくということで、子どもの命・安全を守る政策を強化し子どもの視点に立って子どもをめぐる様々な課題に適切に対応するため、「子ども真ん中社会」というのがスローガンにされております。大きな取組みだと思えますが、皆さんもご承知のように財源をどうするのという課題もあるようですが、子どもにとって良い施策が展開できるようになってほしい、というふうに願っているところでございます。

さて、いじめ問題対策連絡協議会につきましては、ご経験の委員の皆さんもおられますし、新しくこの委員についていただいた皆さんもおられますが、藤井寺市いじめ防止基本方針の下に本市の子どもたちが安全で安心して生活ができるよう、皆様の専門的な立場から、いじめ防止等の施策を効果的にまた円滑に推進していく為の情報交換を主としてお集まりいただいております。

昨年はこの会では SNS、インターネット上のトラブルと誹謗中傷、いじめに関することについて、いろいろご意見や知恵をいただきまして学校の方に周知し活用させていただいたところでございます。スマホも低年齢化が進んでおり指導が進めにくく、対話困難なこともあります。スマホや SNS の使い方教室を実施し、未然防止に努めたり教育相談などで早期発見に対応してまいりました。

本日の協議会では各機関のいじめに関する取組をまた情報交換で教えていただきますとともに、子どもたちの人権・生命を守ることに繋がる実りのある会議になりますようお願いいたします。簡単でございますが挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。

本日は今年度の初会合でございますので、委員としてご就任いただきました皆様方に委嘱状をお渡しさせていただくべきところではございますが、時間的な制約もございますので誠に勝手ながら各委員の皆様方のお席におかせていただいております。ご了承ください。

第1回の開催は本日でございますが委嘱状のとおり、委員の任期は4月1日から1年間となっておりますのでよろしくお願いいたします。

各座席に配布させていただいております委嘱状に不備はございませんでしょうか。ご確認ください。もし不備がございましたら、後ほどお申し出ください。

では、次第の3に移らせていただきます。

ご出席いただいております委員の皆様から自己紹介をお願いいたします。

子ども家庭センターの森委員様から順次お願いいたします。

【以下、順に自己紹介】

ありがとうございました。続いて事務局の紹介をさせていただきます。

【以下、順に自己紹介】

それでは次第の4、藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会の趣旨等についてご説明させていただきます。

「藤井寺市いじめ防止基本方針の資料3 藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会条例」をご覧くださいませでしょうか？

第1条をご覧ください。いじめ防止対策推進法第14条第1項に基づき、「藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会」を設置しております。

次に、第2条をご覧ください。本協議会はいじめ問題等に関係する機関及び団体の連携を図ることに関して協議するとともに、藤井寺市いじめ防止基本方針に基づく取組みを効果的かつ、円滑に推進していくための情報交換及び連絡調整を行うものとなっております。

第3条をご覧ください。次に掲げる委員9人以内で組織しております。

最後に、第4条をご覧ください。委員の任期は1年となっておりますので宜しくをお願いいたします。

また、いじめ防止対策推進法に基づき、教育委員会の附属機関として本協議会とは別に「藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会」も設置しております。

「藤井寺市いじめ防止基本方針の資料2 藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会条例」をご覧くださいませでしょうか？

専門委員会は、ご覧いただいている第2条に掲げているように学校における、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針に関する事、重大事態に関する事、いじめに関する適切な措置に関する事、その他、委員会がいじめについて必要と認める事について、調査審議することとなっております。

令和2年度に、いじめ防止対策推進法の第28条第1項に規定されている重大事態についての調査を行う上で必要な事項を何点か改正しています。

まず1つ目は、いじめ問題専門委員会で調査を行うことになった場合における、委員の第三者性の担保です。第3条にある委員組織の事項について、今まで藤井寺市立小学校又は中学校の代表者、いわゆる校長が入っていたのを除きました。それにより、調査結果に対してより公平性・中立性を確保することで、被害児童生徒や保護者の立場に立った調査が行われることが期待できます。

2つ目は、第6条にありますように重大事態に係る事実関係の調査に当たり、委員会に調査員を置くことが可能としたものです。

3つ目は、調査業務に係る報酬を定めています。その他、第8条には会議の非公開について、さらに第11条には守秘義務について明記しました。

このように本協議会ではいじめ問題についての情報交換及び、連絡調整を、専門委員会では重大事態等も含めた事案や防止対策について調査審議する組織体制をとっております。

学校においては、子どもたちが発する小さなサインを見逃さず、教職員がアンテナを高く張りながら、いじめの未然防止に努めているところでございます。本日いただいたご意見をもとに今後の取組にいかせるよう各学校に伝えていきたいと考えております。

それでは、次第の5、会長及び副会長の選出に進ませていただきます。

「藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会条例第5条」に規定されておりますとおり、会長及び副会長は委員の互選により定めるとなっております。

どなたか、立候補、またはご推薦いただける方はいらっしゃいませんか。

ないようであれば、事務局に一任させていただいてよろしいでしょうか。

○委員

【異議なし】

○事務局

では事務局から提案させていただきます。会長に奥野委員を、副会長に奥委員を推薦させていただきます。よろしいでしょうか。

○委員

【異議なし】

ご異議が無いようですので、奥野委員を会長に、奥委員を副会長として決定いたします。よろしく願いいたします。

それでは、奥野会長、奥副会長は座席の移動をお願いいたします。

【奥野会長、奥副会長は座席移動】

ここからは、司会を会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○会長

本協議会の会長を務めさせていただきます奥野でございます。よろしくお願いいたします。

連絡協議会条例第2条にありますように、本協議会が担う事務を皆様と共に協議・情報交換を図りながら、いじめ問題等の克服に取り組んで参りたいと考えております。皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

では、次第の6に移ります。「藤井寺市の取り組みについて」を、事務局から報告・説明をお願いします。

○事務局

藤井寺市の取組についてご報告させていただきます。

本市重点教育課題の一つが「いじめ防止対策」であり、市内全小中学校が一丸となっていじめ防止に努めるよう指示伝達しております。また、その中で、「いじめは、どの学校でも、どの子にも起り得る」ことであることを十分認識し、「いじめ防止対策推進法」や「藤井寺市いじめ防止基本方針」に則り「学校いじめ基本方針」に基づき学校組織が一体となって取り組むことを確認しております。本市は、現在、この指示伝達事項をもとに、各学校はいじめの未然防止、早期対応に取り組んでいます。

そこで市教育委員会は小中学校の取組に対する支援としてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを派遣、配置しております。

スクールソーシャルワーカーは昨年度において延べ145回近くの派遣をいたしました。様々ないじめ事案で、学校で開催したケース会議において、スクールソーシャルワーカーを派遣し適切なアセスメントとプランニングを行い、事後指導も含め、学校の支援を行っております。

スクールカウンセラーは昨年度、中学校には週に1回程度、小学校には月に1回程度派遣し、児童生徒・保護者・教職員に対してカウンセリングを行うなどして、相談体制の強化を図ってまいりました。今年度も、中学校には週に1回程度、小学校へ年間36回派遣する予定です。藤井寺小学校と道明寺小学校に重点配置し、小学校への支援も強化しております。カウンセリングの中でいじめにつながる相談があった場合は、学校と連携をとりながら、早期対応を行っております。いじめも含んだ学校の生徒指導課題対応について、積極的にコンサルティングやケース会議への参加、教職員対象の研修を行うよう指示しており、未然防止や早期対応につながっていくものと期待しております。

また、教育委員会学校教育課に配置している校長OBのいじめ防止対策指導員は、いじめ防止に向け、分析・研究をするとともに、学校訪問を行い、各校のいじめなどに関する情報集約・助言とともに国や府からの情報提供を行っております。

藤井寺市教育委員会学校教育課指導主事、藤井寺市担当のチーフスクールカウンセラー、藤井寺市のチーフスクールソーシャルワーカー、藤井寺市のいじめ防止対策指導員で構成する藤井寺市教育委員会 学校支援チームは、学校におけるいじめ重大事態や児童虐待等の重篤な事案への迅速かつ適切な対応及び

その未然防止に向けた各校への支援を行っています。

さらに、教育相談機関として、藤井寺市相談ダイヤルを週に3回開設し、子どもや保護者の相談に応じております。そのほかにも相談できる機関として、府や国の相談機関を子どもやその保護者に周知しております。

以上で、藤井寺市の取組みについて報告とさせていただきます。

○会長

有難うございました。

ただいま説明頂きました内容について、ご質問等はありませんか。

【質問等無し】

では、次第の7に移ります「藤井寺市立学校のいじめ事案の状況、及び防止のための取組みについて」を、事務局から報告・説明をお願いします。

○事務局

「藤井寺市立学校のいじめ事案の状況、及び防止のための取組み」についてご報告させていただきます。

まず、現在の藤井寺市立学校のいじめ事案の状況についてご説明いたします。本市では、いじめの積極的な認知とともに組織対応による早期解決の取組みを行うよう各校に指導しております。いじめ認知の件数が多い学校や学級に問題があるという捉え方をせず、いじめはどの学校でもどの子どもにも起こりえることと捉えております。

資料をご覧ください。いじめの認知件数は令和3年度から令和4年度、小学校・中学校ともに増加しました。昨年度（令和4年度）の国の問題行動調査の結果が出ておりませんので、令和4年度は分かりませんが、令和3年度では中学校は府や国と比べて認知件数が高くなりましたが、小学校は府や国と比べて認知件数が低い傾向が見られます。学校間、学年間でも差がありますので、いじめの定義を再度共有していただき、些細なトラブルについても被害者側の児童生徒の立場に立って、いじめとして認知できているかの確認をしていきます。

また、積極的に認知できるように、アンケートや教育相談などのやり方も工夫できる点があるか、再点検を各学校に依頼しております。

いじめ発見のきっかけは、小学校中学校ともに「本人・保護者からの訴え」が多くあります。

いじめの態様として、多いものに「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」「軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」等があります。担任の先生をはじめ、そういう場面を確認したときに早期対応できる体制を整えてまいります。

また、小学校中学校ともに、「パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる」、「ぶたれたり、たたかれたり、蹴られたりする」等の暴力事案が増加傾向にあります。SNSの使い方等については家庭と連携し、指導を強化しています。また、暴力を許さない毅然とした対応をとるとともに、規範意識の育成に努め、教職員による組織的指導体制のもと、関係機関との連携を密に行い、児童生徒一人ひとりの心に寄り添う指導をしています。

次に、各学校でのいじめ防止のための取組みについてご説明いたします。各学校では少しでもいじめを早

期に発見し、未然防止につなげていくため、「いじめアンケート」を全児童生徒対象に、各学期に1回実施しております。

アンケートの実施後、教職員は内容を精査し、教育相談や児童生徒の置かれている状況の把握等を行い、いじめの発見に努めています。

いじめが認められた場合は、緊急に校内のいじめ対策委員会を開催し、正確な状況把握、心のケア、関係の改善を行いながら事案の解決に努めています。

その際、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携も積極的に図るよう各校へ指導しています。

また、いじめの未然防止の観点から、各校において児童生徒の心の育成に取り組んでおります。道徳の授業や児童生徒会活動を通して、いじめは絶対に許さないという集団づくりや、自己肯定感の育成に努めています。

また、気になる児童生徒がいれば家庭訪問等を行い、子どもたちが発する小さなサインを見逃さず、教職員のアンテナを高く張りながら、いじめの未然防止に努めております。

以上報告とさせていただきます。

○会長

有難うございました。

ただいまの説明につきましてご質問等よろしいでしょうか。

【質問等無し】

現場をお預かりされている校長先生でおられる奥先生の方から何か補足等がありましたらお願いします。

○副会長

ただいま説明ありましたような「いじめアンケート」というものもやっておりますけれども、様々な取り組みの中で、いじめは何があってもいけないというような意識はかなり高まっていてほぼ100%に近い状況になっています。という形なので、いじめアンケートという名前ではなく、本校では「安心安全アンケート」とネーミングを変えて、自分自身が何か嫌なこと、嫌な思いをしたことがあるか、とか、お友達が嫌な思いをしていないかというようなことで、アンケートに子どもたちの思いを集約するようにしています。それを基に教育相談を丁寧に行って、大人が介入した方がいいような案件なのかということをしっかり精査しながら一つ一つ解決していくというような動きを取っています。

他には、生徒会活動等も含めて集団づくり、行事等をして子どもたちの集団の中での仲間を思う心を養っていくということと、本校ではポジティブ行動支援に取り組んでいます。友達のいいところを見つけグッジョブカードを渡し、いろんな子のいいところをどんどん見つけていこうということで、見つける方にとってもいいとこないかな、そういう目でお友達を見るようになるし、もらったら嬉しいし、あげてもお礼を言われて嬉しいというダブル・トリプルで、嬉しいカードです。それを積極的に使うようになってクラスのチーム力が上がったとか、子どもたちがすごくみんなに認められている気がするという声が上がってきてそれがいじめ防止にもつながっていくのではないかとこのように思っているところです。

後は、コミュニケーションとかに課題のある子どもが今すごく増えている、相手の思いを押し量るということが難しい子が大変多くなっています。これについては個別のソーシャルスキルトレーニングなどを入れながら個別に対応しているというところではあります、以上です。

○会長

ありがとうございました。

それでは、次第の 8 方に移りたいと思います。「情報交換及び質疑応答」についてです。各機関等において、普段から取り組まれているいじめ防止の取り組みや対応などについて情報交換を行いたいと思います。

先ほど事務局からの報告にもありましたが、特にパソコン、携帯電話による誹謗中傷であったり、あるいは叩く、蹴るというような暴力行為ですね、こういうところもまだまだ減っていかない、逆に増えていくような現状がございます。それと、いじめられたことがきっかけで休みがちになって、なかなか学校へ登校できなくなってしまう、いわゆる「不登校」といわれるような状況に陥ってしまう子どもたちも現実にはおります。ですから、今申し上げました SNS への対応あるいは暴力行為また不登校に対する援助であったりとか対応の仕方等、幅広いところからご意見を頂戴できれば、また学校現場の方に返していけると思っておりますので、そういった点につきましてもありましたら是非ご意見を出していただけたらと思っております、どうぞよろしくお願いいたします。

そうしましたら森委員の方から順番にお願いしてよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

○子ども家庭センター

富田林子ども家庭センターの森です。子ども家庭センターではいじめにフォーカスをしてという取り組みではないのですが、児童相談所の業務の中で最近すごく注目されているところの一つとしては、「子どもの意見表明」というところで、子どもの意見を聞く、子どもの声にしっかり耳を傾けることということが業務のいろんな場面で注目されているところの一つになっています。

児童相談所で施設に入るとか、一時保護をされるとかいろんな子どもの生活全般に関わること、というところがあるんですけども、そういったときに子ども自身がその年齢に応じて今の事態をどう理解してどのように感じているのかということにしっかり耳をこれまで以上に傾けていこうということに今取り組んでいるところです。そういったところがいろんな子どもからの発信に気づく、先程、先生のお話にもあったアンテナを高く張って取り組まれているということとつながるところがあるかなと思ってお話を聞かせていただきました、以上です。

○法務局

大阪法務局富田林支局の総務課長をしています山本です。法務局におきます人権啓発活動等の取り組みなんですけれども、法務局では、法務省の人権擁護機関として人権擁護委員の協議会と連携して様々な啓発活動に取り組んでいるというところがございます。

主な活動なんですけれども、子どもの人権に関するものとしては「子どもの人権110番」というものと、あと LINE での人権相談、これは両方とも大阪法務局の本局の方で取り扱っております。それと「子どもの人権 SOS ミニレター」こちらも同様に本局の方で取り組んでいるという形になっています。これらは例えばフリーダイヤルで電話相談をすると、主に子どもさんであったりたまには親御さんから、子どものいじめとか体罰とか

不登校とか虐待とか、子どもの人権に関わるような問題全般についての相談に人権擁護委員さんが対応しているという形になっております。

LINEでの人権相談も同様に主に人権擁護委員さんが対応したり、その援助・補助として法務局職員も関与することもあります。

あと、「子どもの人権 SOS ミニレター」というのもありまして、こちらも全国の小中学校に便箋と封筒が一体になったミニレターを送りまして、それを児童、生徒が無料で最寄りの法務局の方に送ると相談内容に対する返事を児童の目線に合った形で送るといような取り組みをしています。

そういった今説明させてもらったような取り組みの中でですね、いじめとか虐待とか児童の人権侵害の疑いがありそうな事案がないかどうか、そういったところを常に注視しながら取り組んでいるというところがございます。その中でも、深刻な事案などがありましたら場合によっては学校と連携を取らせていただいているところがございます。今後もそういった形で各自治体の関係者の皆さんと協力をいただくこともあるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○警察

羽曳野警察の上出です。この会議に参加させていただくのも3回目、4回目です。毎回申し上げているんですけども、私としての立場でいけばいじめ事案、学校での暴力とかそのようなものについてはそこに刑罰法令に触れる行為があれば事案の内容とか学校の意向とかやられた側の意向とか踏まえた上になるんですが、事件化をしまして職法少年という立場であっても検査庁の方に送致または児童相談所に通告という形で事件化としての対応をするかどうかというところの判断になってきます。そうでなければ、通常の相談業務として意向に沿って事件化はしないけれども直接指導をするという場合もあります。そのような形で学校と連携してということをやっているんですけども、中には普通に暴力を受けましたということと被害届ということと警察の方に来る少年もいます。話を聞いているうちにやったのは同級生や、というような話の中でいじめ事案に該当するんじゃないかということで、学校の方には情報提供をして、共有ということと心掛がけるようにしております。現状、大阪府警の方針としてもいじめ事案に該当する案件については早期に対応するようにという方針ですので、その方針に沿って対応しているところです。防止策ですが、これも少年係という立場で各学校へ非行防止教室に行く中でいじめ等々暴力とか暴言、脅迫に関してはいじめを超えて犯罪になるよ、ということの啓発をしております。

最近、子どもさんから警察の方に相談ありまして、学校でいじめを受けていると、お母さんに言っても学校に言っても何もしてくれない、学校の先生に訴えても何も動いてくれないというような相談があって、それについては学校連絡とか保護者に連絡で対応しました。結果的には学校が把握していて関係者は対応しておりました。その子どもさんの言っている内容を学校側も把握していなかったこともあったということで大変助かりましたということがありました。連携することで広く共有でき、やはり共有することは大切ということを感じました。先ほどの取扱いの中でもあったんですけども、今後もそのような方針でやっていこうと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○協働人権課

藤井寺市協働人権課の小中でございます。行政として市としてですね、単独でいじめ問題対策という取り組みは行っていませんが、先ほども法務局の方からお話がありましたように、本市においては人権擁護委員の

方が8名おられます。実際この何年かコロナ禍で実施できてなかったんですが、学校現場に赴きまして、いじめについていろいろ考えていただけるようなDVDの上映をもって行う「人権教室」というもの、そういった擁護委員の方々と連携して市職員も現地に赴きまして取り組みとして行っております。去年は道明寺東小学校で3学年を対象にしました。毎年全ての学校を回れているわけではなく、輪番制で1校だけになるんですが、久々に実施できました。児童の反応もすごく良かったということを現場で確認でき、すごく有効な取り組みだったと考えているところです。

市としましては、そういったいじめに関する相談や報告があった際には人権相談担当としましていろんな関係機関と連携して行政として対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○スクールソーシャルワーカー

私は現在藤井寺市でスクールソーシャルワーカーをしています。私以外にもう1人スクールソーシャルワーカーがいて、2人で学校の役割を分けております。

いじめに関しまして数と言いますよりも、今年度でちょうどいじめ防止対策推進法が施行されて10年の年だと思えます。今日のこの数字もありますように認知件数がすごく増えている一方で、やっぱりまだまだ定義の理解が十分でなく喧嘩とか、両方ともやっているから、というようなその捉えでいじめの認知がちょっと遅れてしまうというようなことがあるように思っています。そのあたりもアウトリーチの支援としまして、指導主事との定例の共有の場を持っておりますので、学校の客観的な数値等々を拝見しながら、気持ち的には待たずに学校方から依頼がなくてもこちらの方から積極的に学校の方に入っていくことを大事にしております。

後は、いじめの教職員の方向けの研修、それからケース会議もありますが、いじめに関する会議については多くないかなと思っています。私はスクールソーシャルワーカーとしては入りますけれども常に学校に居るわけではありませんで、カウンセラーの先生や指導主事の先生とつながりながら、なるべく正確な実態把握ができるように努めたいと思っておりますし、実態把握をした後にしっかりと分析していかないと、1つのケースだけを取り出しても多分また違うところで起こると思います。いじめというのは、組織の問題、学校がどうかじゃなくて集団の中で起こるものですので、被害と加害の話だけではないという言い方もできるかなと思っています。先生方も一緒にチームとしての共同体制を作りながらいかに普段から子どもたちを見ていくか、そこに私たちもどんなふうに役割を担わせていただくかということを常々意識しながらこの問題に今後も取り組んでいきたいと思っています。以上です。

○スクールカウンセラー

私たちスクールカウンセラーは週1回の勤務なので、学校の中でのいじめ対策協議会等に本来出席すべき立場ですけれども、勤務の関係上難しいです。SCがいじめの第1発見者のときもあって、実際、私が最初にこれはいじめの案件だ、というのがあったんですが、SCが第1発見者だと上がってないということは、会議とかに出ないとなかなか伝わらないのかな、と思いました。私たちSCは伝えますけど、その後どうなったのか、分からないというところがあります。それは養護教諭の先生も同じなのかなという気がします。私たちは1番最初の相談のところで出会うので、いじめられる、悪口を言われているような気がすると言うのと、本当に言われているのかどうか、というのは、私との相談の段階では判断がつかません。言われているというふうに感じていますよ、ということをお伝えしたときに、先生がそれをもう一回確認して本当に言っていたという話になるときもあるし、そんなことはないですよ、ご本人さんの不満が強くてそういうふうになっている、というふうになる場

合もあります。そこはケースによっていろいろ違うと思います。ただ最初のちょっと小さな声を言いやすい存在として私たちがいればいいのかなどと思っていますし、その後例えば不登校とか大きな問題に発展しないよう、最初のところに私たちはいると考えていますので、たくさんケースと気楽に生徒が来れるということが一番大事な、というふうにいじめの問題に関しては思っているところです。

今までコロナで現実には会わなかったのが、現実のいじめというのは多分すごく少ないと思うんですけど、本当に接することが増えてくると具体的ないじめがこれから減ることはなく、しかもそういう経験を何年かすっぱり抜けている生徒たちが出会うということなので、先生方とか子どもに関わる私たちが、子どもの経験不足とか体験不足というところを加味しながら少し目線を下げて対応していかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思います。以上です。

○PTA

藤井寺学校 PTA 連絡協議会ということで、今、道明寺東小学校の方で PTA 会長をやっています、藤井寺市の PTA の協議会の代表で今回参加させてもらっています。道明寺東小学校で何件いじめ問題上がって不登校が何件あるという具体的な数字は分かりかねますが、学校として特に高学年を対象に参観と並行して SNS の問題点や気をつけた方がいいというような子どもと親と聞くといった授業をやったり、スクールカウンセラーの方も来ますよというお手紙ももらっています。縦割り交流とかもやったりして道明寺東小学校はクラスが少ないんですけれども縦割り交流とかもやったりしています。そういった形で親と子どもに取組みをしていますが、やっぱり SNS でのいじめとか誹謗中傷とかも小学生でも増えてきていると思うので、そちらに目を向けた取組みが多いかなとは感じています。

うちの子は小学6年生なんですけれども、やっぱり全学年見ても1年生からスマホを持ってうろうろしている子ども多いです。それは共働きの世代でお母さんも忙しい人が増えてきて、帰ってくる連絡を取るためにとかGPSをつけるためにとか多いんですけれども、やっぱりスマホを持って友達と遊んでずっと動画を見ているとかそんな子ども多いです。そこで何もなければいいんですけれども、そこでグループになってそこから何かが発生するっていうのは多くあるんじゃないかなとは思っています。

また、なかなか学校に行きづらい子もいると聞きます。それはただ起きれないのかもしれないですし、思春期特有のものかもしれないですが、学校で何かあったのかとか、家庭でもしっかり子どもたちの話を聞くことが大切なんじゃないかなと思います。この1年学校での様子とかも先生に聞きながら把握していきたいと思えますのでよろしくお願いします。

○会長

ありがとうございます。

本当に皆様方貴重なご意見本当にありがとうございました。今後、本日いただきました情報、いじめ防止それから暴力行為や不登校への対応も含めて参考にしていきたいと思えます。また、事務局におかれましては本市の子どもたちの命を守る観点からもいただいた情報など活用していただくようよろしくお願いいたします。

続きまして次第の9「今後の予定」についてです。事務局よろしくお願いいたします。

○事務局

本日はお忙しい中、貴重なお時間をいただき、ありがとうございました。本日の内容につきましては、今後開催予定の専門委員会の中でも情報提供させていただきます。また、令和2年度までは本協議会を年複数回行っておりましたが、令和3年度より年1回の開催としております。今後事務局から個別に相談させていただくこともあるかと思いますが、その際はよろしくお願いたします。

○会長

これで、本日の案件はすべて終了いたしました。これを持ちまして「令和5年度第1回藤井寺市いじめ防止対策連絡協議会」を閉会といたします。

ありがとうございました。